

公の施設の使用料等の算定基準 新旧対照表

意見公募手続き時点の案	最終案	理由
<p>3 使用料等の算定方法</p> <p>(2) 使用料等の算定方式</p> <p>エ 付帯設備等</p> <p>施設などにもともと備わっている付帯設備（一般的な空調、給排水設備等）については、施設の使用料等を含めることとしますが、大規模な空調設備や夜間照明設備等のように、付加価値を付ける設備や備品の使用料については、施設使用料と区分し、実費相当額を使用料として設定することができます。</p>	<p>3 使用料等の算定方法</p> <p>(2) 使用料等の算定方式</p> <p>エ 付帯設備・備品等</p> <p>施設などにもともと備わっている付帯設備（一般的な空調、給排水設備等）については、施設の使用料等を含めることとしますが、大規模な空調設備や夜間照明設備等のように、付加価値を付ける設備や、特定の会議室や催しもの等で使用する備品については、施設使用料と区分し、実費相当額を使用料として設定することとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 意見公募手続きを踏まえて修正